平成２４年（フ）第３５１号
岡山市南区松浜町７番30号
債務者　株式会社小倉電気
代表者代表取締役　小倉　定之
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川﨑　政宏
4　破産債権の届出期間　平成24年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月15日午後１時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５６号
岡山市南区福浜町20番１号
債務者　エスエーテクノ株式会社
代表者代表取締役　武藤　洋史
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤浪　秀一
4　破産債権の届出期間　平成24年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月８日午後１時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５７８号
神戸市中央区磯辺通２丁目２番25号
債務者　株式会社エヌテック神戸
代表者代表取締役　草別伊知郎
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人神戸シティ法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成24年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月18日午前10時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１２号
熊本市北区室園町１番１号
債務者　有限会社マルイシ商店
代表者代表取締役　渡邊　　明
1　決定年月日時　平成24年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　晃一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午前11時30分
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４１３号
熊本市西区城山上代町147番地１
債務者　有限会社明石商店
代表者取締役　明石　和夫
1　決定年月日時　平成24年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　晃一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午前11時30分
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３９７号
熊本市南区奥古閑町3337番地２
債務者　新九メディカル有限会社
代表者仮代表取締役　松尾　庄一
1　決定年月日時　平成24年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月２日午前11時
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４１７号
北九州市戸畑区中原新町２番１号
債務者　株式会社アパッチ
代表者代表取締役　前野　幸治
1　決定年月日時　平成24年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　　宰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月18日午後１時15分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４３９号
北九州市八幡西区池田１丁目２番８号
債務者　有限会社潤滑油黒崎
代表者代表取締役　井上　敬治
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末廣　清二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月18日午前10時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６００号
神戸市北区南五葉１丁目１番３号
債務者　有限会社花福商店
代表者代表取締役　河村　哲秀
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦本　真希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月23日午前10時30分
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１６号
群馬県太田市岩松町137番地の１
債務者　有限会社トヤ建設
代表者代表取締役　戸谷　誠次
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹原　正貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午後４時30分
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１３１０号
名古屋市昭和区広路町字石坂80番地の１
債務者　コートサイド株式会社
代表者代表取締役　一木　公央
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　檀浦　康仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午前10時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３７号
長野市大字栗田579番地１
債務者　有限会社三光園
代表者代表取締役　竹村　　将
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一由　貴史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月５日午前10時30分
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
三重県いなべ市大安町梅戸3413番地２
債務者　有限会社山松建工
代表者取締役　山口きみゑ
1　決定年月日時　平成24年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月22日午後２時
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第７８号
北海道室蘭市白鳥台４丁目１番５―301号
債務者　小深田　薫
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木橋俊輔
4　破産債権の届出期間　平成24年８月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月10日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第９４号
群馬県太田市岩松町137番地１
債務者　戸谷　鷲江
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹原　正貴
4　破産債権の届出期間　平成24年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１１７号
群馬県伊勢崎市境三ツ木226番地23
債務者　戸谷　誠次
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹原　正貴
4　破産債権の届出期間　平成24年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
前橋地方裁判所太田支部